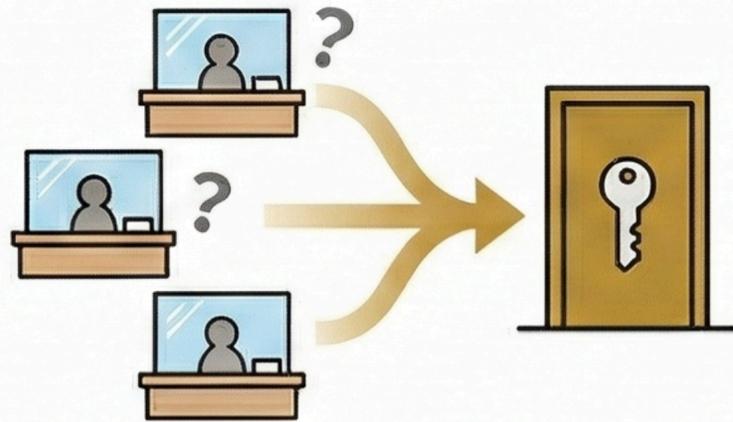


生活保護に「至る前」の砦を、もっと強く。

「手前の支援」で踏みとどまる、伴走型の福祉へ

迷わせない入口



どの窓口でも「適切な支援」へ。

手続きの伴走



単身高齢者等への同行。

初動の専門化



専門員による丁寧な聞き取りで迅速化。

確実に届く体制への転換へ

『安心して頼れる子育て支援』

「探す・頼る・安心」の導線を分かりやすく

1. 迷わない導線



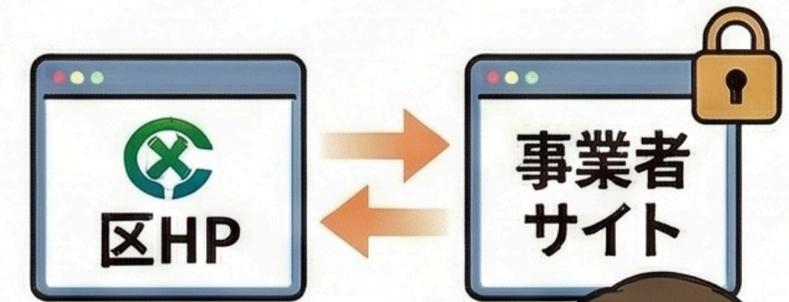
必要な方が『探す→頼る』まで
分かりやすく案内。

2. 逼迫前に相談



限界を迎える前に、普段から
支援につがれよう周知を強化。

3. 官民一体の安心運用



区HPと事業者サイトを矛盾なく連携。
不安にも対応。



より安心して頼れるベビーシッター制度へ

マッチング型ベビーシッター登録までの画面遷移

【1】 検索画面



港区ホームページ
https://www.city.minato.tokyo.jp/babysitter

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業のご案内

2026/02/01 — 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

ポピンズシッター
https://smartsitter.jp/コラム

【港区・助成】ベビーシッターが1時間100円！お仕事 ...

港区では、港区在住の小学6年生までのお子さまを対象にしたベビーシッター補助（お子さま1人あたり2,500円/1時間 × 年間最大144時間）を実施中。ポピンズシッターは認定 ...

港区の一時預かり（東京都ベビーシッター利用支援事業） | 港区一時預かり（東京都ベビーシッター利用支援事業）

港区ホームページ
https://www.city.minato.tokyo.jp/kocho/ikenshokai49

シッター支援について

この制度は、児童1人に対する年間144時間まで（多胎児の場合は児童1人当たり288時間まで）のベビーシッターの利用を補助対象とするもので、兄弟がいる場合であっても、世帯 ...

キズナシッター
https://sitter.kidsna.com/ホーム/子育て

港区のベビーシッター利用時の補助金・助成制度を解説 ...

ベビーシッターを利用したいけれど、費用が気になる方もいるでしょう。港区の補助金・助成制度を活用すれば、経済的負担を軽減しながら子どもを預けることができそう ...

【2】 港区ホームページ

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業のご案内

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業 FAQ (PDF: 290KB)

お知らせ

- 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）利用分の申請受付は、令和8年4月15日（水）で終了します。締切後は、いかなる理由であっても受理できません。また、不足書類に限り、令和8年4月30日（木）まで受理します。
- 月2回の締切日を設けています。最終締切は審査に時間がかかるため、また、予算額に達した場合は補助できなくなりますので、既に利用した分は早めに申請をお願いします。
- NEW年度末に限り、書類の不備や内容確認のため臨時のフリーダイヤル(0120-033-675)から連絡する場合がありますので、着信できるような設定をお願いします。
- 申請方法はオンラインまたは郵送（持込はできません）となりますが、郵送の場合は、到着まで時間を要するため十分余裕をもって提出いただくとともに、郵便事故の可能性もあるためレターパックなど追跡可能な郵送方法を推奨します。
- 令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）利用分の申請は終了しました。

事業概要

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）利用分

対象者	ベビーシッターを利用した日に、児童とともに区内に居住し、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とし、又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方	
対象児童	満12歳になる年度の末日までの児童	
利用上限時間	児童一人当たり年144時間（マッチング型ベビーシッターの利用時間を含む） （障害児、多胎児およびひとり親家庭の児童の場合は、児童一人当たり年288時間）	
対象期間	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業 令和7年4月1日～令和8年3月31日	港区の定めるマッチング型ベビーシッター利用支援事業 令和7年6月27日～令和8年3月31日
補助金額	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業 児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 2,500円 午後10時～翌午前7時 3,500円	港区の定めるマッチング型ベビーシッター利用支援事業 児童一人1時間当たり 午前7時～午後10時 1,000円 午後10時～翌午前7時 1,500円
対象利用料	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価（税込）のみが補助対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用（現金で購入されたポイント等によりお支払いされた料金）、その他保育サービスの提供に付随する料金は対象外 ※兄弟姉妹で利用する場合、未就学児と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります（保護者とベビーシッターが共同して保育する共同保育を除く。）。	
対象事業者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱に規定する認定事業者 （東京都ホームページ参照：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧（外部サイトヘリリンク））	港区の定めるマッチング型ベビーシッター利用支援事業者 港区マッチング型ベビーシッター利用支援事業認定事業者一覧（PDF: 134KB）

利用の流れ

事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の定めるベビーシッター利用支援事業を利用する場合は、東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

港区の定めるマッチング型ベビーシッターを利用する場合は、港区が認定するマッチング型ベビーシッター事業者のサイトから該当するベビーシッターを選んでください。

ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

補助金の交付申請（利用者⇒株式会社パソナライフケア（港区委託事業者））

【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

補助金の交付（区⇒利用者）

補助金を交付し、指定の口座に振り込みます。

留意事項

- 区は、直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。
- 「請負型サービスとマッチング型サービスの違い」は [こちら \(PDF: 180KB\)](#)
- 本事業を利用する前に「[ベビーシッターなど利用するときの留意点 \(PDF: 555KB\)](#)」や [子ども家庭庁ホームページ \(外部サイトヘリリンク\)](#) をご覧ください。

申請方法

[株式会社パソナライフケア（港区委託事業者）へオンライン申請または書類送付してください。](#)

提出された書類はご返却できません。

1.オンライン申請

- 新規申請は [こちら \(外部サイトヘリリンク\)](#)
- 不足書類の提出は [こちら \(外部サイトヘリリンク\)](#)

【3】 認定事業者一覧 (PDF)

港区が認定するマッチング型ベビーシッター認定事業者一覧

(令和8年2月1日更新)

NO.	認定事業者名	マッチングサイト等の名称	認定期間 (補助対象期間)
1	株式会社ネクストビート	KIDSNA シッター (外部サイトへリンク)	令和7年6月27日～ 令和8年3月31日
2	株式会社エクシオジャパン	KidsPark (キッズパーク) (外部サイトへリンク)	令和8年1月15日～ 令和8年3月31日

※マッチング型ベビーシッター認定事業者は、港区が独自に認定するベビーシッターのマッチングサイトの運営事業者です。

【マッチング型ベビーシッターの利用に係る注意事項】

- マッチング型ベビーシッターの利用に係る補助額 (1時間当たり日中1,000円、夜間1,500円) は、東京都が認定するベビーシッターの利用に係る補助額とは異なります。
- マッチング型ベビーシッターの利用時間も年間利用上限時間 (児童一人当たり144時間、障害児・多胎児およびひとり親家庭の児童は児童一人当たり288時間) に含まれます。

【4】 事業者サイト・アプリ

